3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計基準等の名称
二　当該会計方針の変更の内容
三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
四　税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
4　第二項第三号及び前項第四号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
5　第一項から第三項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。
第五条の次に次の四条を加える。
（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）
第五条の二　第一・四半期会計期間に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行った正当な理由
三　税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
2　第二・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、前項の規定による注記に加え、第二・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならない。
3　前二項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行った正当な理由
三　税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
四　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
五　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
4　前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
5　第一項から第三項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、注記しなければならない。
6　前事業年度の第二・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。
（会計上の見積りの変更に関する注記）
第五条の三　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計上の見積りの変更の内容
二　税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
2　前項第二号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
3　第一項の規定による注記は、会計上の見積りについて重要な変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。
（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）
第五条の四　第一・四半期会計期間に重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行った正当な理由
三　税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
2　第二・四半期会計期間以降に重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前項の規定による注記に加え、第二・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならない。
3　第一項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
4　第一項及び第二項の規定による注記は、重要な会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。
（修正再表示に関する注記）
第五条の五　修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
一　誤謬（びゅう）の内容
二　税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
第六条を次のように改める。
第六条　削除
第七条の見出し中「記載」を「注記」に改め、同条中「前条の規定による記載の次に記載」を「注記」に、「記載を」を「注記を」に改める。
第八条中「（第七十条第四項において「重要な後発事象」という。）」を削る。
第八条の二第一項中「適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載」を「当該四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項本文及び前項」に、「を算定することが」を「の把握が極めて」に、「同項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。
2　前項本文の規定にかかわらず、四半期貸借対照表の科目ごとの四半期貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。
第九条第一項第一号及び第二号中「で時価のあるもの」を削る。
第十条の次に次の一条を加える。
（金融商品に関する注記等の特例）
第十条の二　第八条の二、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。
第十二条第二項を削る。